令和7年5月28日 関係省庁申合せ 令和7年9月25日 一 部 改 正

1. 目的

我が国全体のサイバーセキュリティを強化するためには、官民双方向の情報 共有を促すことが必要不可欠である一方、サイバー攻撃による被害報告件数は 増加の一途を辿っており、また、報告先となる官公署も多いことから、サイバ 一攻撃を受けた被害組織に過度な報告負担がかかっている旨の指摘がされて いる。

特に、DDoS攻撃事案及びランサムウェア事案については、サイバー攻撃であることがインシデント発生時から明白であることが多く、初動対応中の報告となり、その件数も多いことから、被害組織の報告負担が極めて大きいと考えられる。

かかる状況を踏まえ、「サイバー安全保障分野での対処能力の向上に向けた提言」(令和6年11月29日付、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた有識者会議)では、「被害組織の負担軽減と政府の対応迅速化を図るため、報告先や様式の一元化、簡素化を進めるべき」との提言が行われるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部第42回会合(令和7年2月5日)では、「現行制度下において喫緊に取り組むべき事項」の検討事項の一つとして、被害組織の負担軽減(報告様式一元化)が掲げられたところである。

このため、サイバー攻撃に係る被害組織の負担を軽減し、政府の対応迅速化を図るため、報告のあり方について、別添様式1及び別添様式2に掲げる共通様式に記載の手続を所管する関係省庁において次のとおり申し合わせる。

2. 対象とする手続

(1) DD o S 攻撃事案・ランサムウェア事案に係る報告

先行的な対応として、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 26 条第 1 項の規定による個人データの漏えい等に係る報告等、都道府県警察への相談その他の共通様式に記載の手続に関する官公署への報告等に際して、被害組織が「DDoS攻撃事案共通様式(別添様式1)」又は「ランサムウェア事案共通様式(別添様式2)」を用い、又は別途法令等で定める様

式に添付する形で報告等を行うことを可能とする。具体的な提出先及び提出 方法については、各法令、ガイドラインや、各省庁が公表する方法に従うこ ととする。

その際、内閣官房国家サイバー統括室において国内で発生しているこれら事案の情報集約を行うため、被害報告を行う者の同意がある場合は、各様式に基づいて報告を受けた官公署は、当該内容を内閣官房国家サイバー統括室に共有するものとする。

また、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律 (令和7年法律第42号。以下「サイバー対処能力強化法」という。)第5条 の施行に併せ、官民連携基盤の整備により、共通様式により報告が行われる 場合における窓口を一元化するよう所要の調整を進める。

(2) サイバー対処能力強化法に基づく報告

特別社会基盤事業者は、特定侵害事象等の発生を認知した場合、サイバー対処能力強化法第5条の規定に基づき、特別社会基盤事業所管大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならないとされているところ、当該規定に基づく報告及び(1)に掲げる報告等について、当該規定の施行に併せ、官公署への報告等に際して利用できる共通様式を整備し、さらに官民連携基盤の整備により、これらの報告の窓口を一元化するよう所要の調整を進める。

3. 本申合せの適用開始時期及び見直し

本申合せのうち、「DDoS攻撃事案共通様式(別添様式1)」又は「ランサムウェア事案共通様式(別添様式2)」を用いた報告等については、所要の制度改正やパブリックコメント等を経て、令和7年10月1日から適用する。

また、本申合せは、各省庁等の適用状況や、サイバー攻撃の傾向を随時検証し、2(1)に定める様式の適用開始から1年後を目途に必要な見直しを行う。

DDoS攻擊事案共诵様式

年	月	日
	時	分

(報告先機関の長)殿

新規又は続報の別: □ 新規 □ 続報(前回報告: 在 日 Н 時 分)

本様式に記載いただいた内容は、報告先機関から、内閣官房国家サイバー統括室に共有されます。 内閣官房国家サイバー統括室は、報告された内容を整理分析の上、被害者が分からないようにした上 で、被害の拡大防止のため、注意喚起等に活用することがあります。

記載内容の全部又は一部について、内閣官房国家サイバー統括室との共有等を希望しない場合は、 その旨及び共有等を希望しない内容について以下に記載してください。

□ 内閣官房国家サイバー統括室への共有等を希望しない。

共有等を希望しない内容:

(注) 報告を行う者が、重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画(2022年6月17日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に定める重要インフラ事業者等である場合は、同行動計画に基づ き、「共有等を希望しない」とした場合でも、内閣官房国家サイバー統括室に共有されることがあり ます。

1. 記載の手引き

(1) 本様式の対象となる手続

次に掲げる手続のうち、DDoS攻撃により生じ、又は生じたおそれがある被害について、事業者等が希望 する場合に利用することができる。

〇次に掲げる法令、ガイドライン等に基づく報告(重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計 画において、重要インフラ分野として指定されている分野に係る報告。具体的な提出先や提出方法、追 加的な報告事項の有無については、各法令、ガイドラインや、各省庁が公表する方法に従うこと。)

- 電気通信事業法(業務停止等の報告)第28条
- ・放送法(重大事故の報告)第113条、第122条、第137条
- 主要行等向けの総合的な監督指針
- ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
- 系統金融機関向けの総合的な監督指針
- ・清算・振替機関等向けの総合的な監督指針
- ・事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(12電子債権記録機関関係)
- ・保険会社向けの総合的な監督指針
- 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針
- ・金融商品取引所等に関する内閣府令第112条 ・社債、株式等の振替に関する法律(事故の報告)第19条 ・一般振替機関の監督に関する命令(事故)第17条
- ・金融商品取引法(金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務)第188条
- ・金融商品取引清算機関等に関する内閣府令(金融商品取引清算機関の業務に関する提出書類)第48条
- ・事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(14資金移動業者関係) ・事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(5前払式支払手段発行者関係)
- ・航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン ・鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・電気関係報告規則第3条、第3条の2
- ・ガス関係報告規則第4条
- ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
- ・水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン ・物流分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン・割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針
- クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン
- ・石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- ・港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
- 港湾運送事業法第33条
- ○警察への相談
- ○その他所管省庁から本様式により報告を行うよう要請等があった場合

(2)記載事項

1から6までの内容を記載してください。また、続報として提出する場合には、前回の報告から記載 <u>を変更した箇所に下線を引くなど、変更箇所が分かるようにしてください。</u>

- ※1 いずれの項目も、全ての項目を記入する必要はなく、報告をしようとする時点で把握している範囲で、 その内容を記載すること。※2 自由記述欄は、記載例を参考に適宜記載すること。

1	報	牛	者	മ	概	孁
	THE		ъ	vj	TIM.	70

1. 報告者の概要								
サナヤのエタ	(フリガナ)							
報告者の氏名 又は名称								
又は石が								
法人番号(13桁)								
	(フリガナ)							
事務連絡者の氏名								
	所属部署			電話番号				
	E-mail							
2. 業務への影響								
(1)事案の概要								
(2)重要インフラサ	ービス維持レベル	について(重要	・ インフラの [・]	ナイバーも	2キュリ	ライに	こ係る	行動計画
(2022年6月17日サイ								
載すること。該当しな	い場合は記載を要	さない。)						
・重要インフラサー	・ビスのサービス維	持レベルの逸脱	色の有無:		有		無	
他の事業者等への	波及の可能性:				有		無	
・サービス提供への	影響、想定される	最大リスク 等	F					
								.
(3)事実経過(時系	:列)							
3. 影響を受けたシス	、テム							
影響を受けた機器								
・システムの稼働状			7/復旧済)					
		. ,	,					

	うは、攻撃 見測期間	(波)	毎に本項目	を作成する	うことも可能。)		
攻撃開始		月	日	時	分		
攻撃収束 特記事項		月	日	時	分		
付配争约	₹ :						
(2) 对	文擊類型						
①分						nicを参照しています	
						Il of Service (T14 こ該当するかが不明	
							な物ロ k Flood(T1498-001)
							eflection
_	•		(T1498-002				T. (100)
						mial of Service (ずれに該当するかが	
						naustion Flood (T1	
						vice Exhaustion F	
						stion Flood (T149	
			ョン又はシス (T1499-004)		哲性悪用による*	ナーヒ人奶吾攻拏 A	pplication or System
	ZXPTOTE		(11100 001)				
	その他	()
	不明						
②詳:	細						
(例:口	NSサー	バに対	 するランダ.	ムサブドメ	イン攻撃、SYN	Flood攻撃 等)	
(3)通	通信プロト	コル					
(例:T	CP/UDP/HT	TP 等))				
	と信元情報						
	cのIPアド cのポート						
· 送信元	この機器・	ボット	ネットワー	ク			
(-) ·)	/ /= /L + +n						
	<u>É信先情報</u> EのIPアド						
• 送信先	たのポート	番号					
・標的と	されてい	る機器	・アプリケ	ーション	等		
(6)通	通信量						
(例:1	0Gbps, 10	00pps,	1万RPS 等))			

4. 攻撃技術情報(※記入可能な項目を記載してください。また、間隔を空けて別種の攻撃(波)が

※送信元IPアドレスなど、多数になる場合は別ファイルで御提出ください

(1)	公表の実施状況						
	事案の公表:		実施済 実施予定 検討中 予定無し	【公表日: 【公表予定日:	年 年	月 月	日】 日】
(2)	今後の予定						
		: 					
	7 3 1 0 7 1 C 1 E 171	: +					
	対応完了						
(3)							
(手引	引き欄に記載のい	ずれの	の法令等に基づ	く報告かを記載する	こと。)		
6. ਰ	その他(有効な対	策等)				

5. 今後の対応

ランサムウェア事案共诵様式

年 月 日 分 肼

(報告先機関の長) 殿

新規又は続報の別: □ 新規 □ 続報(前回報告: 在 月 日 時 分) (受付番号※:)

※個人情報保護委員会より通知されている場合

本様式に記載いただいた内容は、報告先機関から、内閣官房国家サイバー統括室に共有されます。 内閣官房国家サイバー統括室は、報告された内容を整理分析の上、被害者が分からないようにした上 で、被害の拡大防止のため、注意喚起等に活用することがあります。

記載内容の全部又は一部について、内閣官房国家サイバー統括室との共有等を希望しない場合は、 その旨及び共有等を希望しない内容について以下に記載してください。

□ 内閣官房国家サイバー統括室への共有等を希望しない。 共有等を希望しない内容:

(注) 報告を行う者が、重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画(2022年6月17日サイ バーセキュリティ戦略本部決定) に定める重要インフラ事業者等である場合は、同行動計画に基づ き、「共有等を希望しない」とした場合でも、別紙1から別紙3までの内容を除き、内閣官房国家サ イバー統括室に共有されることがあります。

1. 記載の手引き

(1) 本様式の対象となる手続 次に掲げる手続のうち、ランサムウェアにより生じ、又は生じたおそれがある被害について、事業者等が希望する場合に利用することができる。 〇個人情報の保護に関する法律第26条第1項の規定による漏えい等報告

- 〇個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定による漏えい等報告
- 〇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項の規定に よる漏えい等報告
- 〇次に掲げる法令、ガイドライン等に基づく報告(重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計 画において、重要インフラ分野として指定されている分野に係る報告。具体的な提出先や提出方法、追 加的な報告事項の有無については、各法令、ガイドラインや、各省庁が公表する方法に従うこと。)
 - 電気通信事業法(業務停止等の報告)第28条
 - ・放送法(重大事故の報告)第113条、第122条、第137条
 - 主要行等向けの総合的な監督指針
 - ・中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針
 - 系統金融機関向けの総合的な監督指針
 - 清算・振替機関等向けの総合的な監督指針
 - 事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(12電子債権記録機関関係)
 - ・保険会社向けの総合的な監督指針
 - ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針・金融商品取引所等に関する内閣府令第112条

 - ・社債、株式等の振替に関する法律(事故の報告)第19条 ・一般振替機関の監督に関する命令(事故)第17条

 - ・金融商品取引法(金融商品取引業者の業務等に関する書類の作成、保存及び報告の義務)第188条
 - ・金融商品取引清算機関等に関する内閣府令(金融商品取引清算機関の業務に関する提出書類)第48条 ・事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(14資金移動業者関係) ・事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係(5前払式支払手段発行者関係)

 - ・航空分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
 - ・空港分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン ・鉄道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン

 - ・電気関係報告規則第3条、第3条の2
 - ・ガス関係報告規則第4条
 - ・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
 - ・医療情報システムの安全管理に関するガイドライン
 - ・水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
 - ・物流分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン ・石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン

 - ・割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針
 - クレジットCEPTOARにおける情報セキュリティガイドライン
 - ・石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
 - ・港湾分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン
 - 港湾運送事業法第33条
- ○警察への相談
- ○その他所管省庁から本様式により報告を行うよう要請等があった場合

(2) 記載事項

①共通

1から6までの内容を記載してください。また、続報として提出する場合には、前回の報告から記載 を変更した箇所に下線を引くなど、変更箇所が分かるようにしてください。

- ②個人情報の保護に関する法律第26条第1項の規定による漏えい等報告を行う場合 別紙1も記載してください。
- ③個人情報の保護に関する法律第68条第1項の規定による漏えい等報告を行う場合 別紙2も記載してください。
- ④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第29条の4第1項の規定に よる漏えい等報告を行う場合 別紙3も記載してください。

2. ランサムウェア感染時の留意事項

被害拡大防止、原因究明・再感染防止のため、初期対応時において、感染端末に対して以下の対応の 御検討をお願いします。感染経路が分からなくなると、復旧に支障が生じる場合があります。

- ・感染端末及び感染が疑われる端末からLANケーブルを抜くとともに、無線LANを無効にすること。 ・感染端末等の再起動や電源オフをしないこと。既に感染端末等の電源がオフの場合はオンにしないこ
- ・ウイルス対策ソフトによる感染端末等のフルスキャンをしないこと。
- ・ネットワーク機器の再起動や電源オフをしないこと。
- ・ファームウェアやOSのアップデートをしないこと。

その内容を記	も、全ての項目で 載すること。 は、記載例を参考			をしようとする	ら時点で把	!握している	範囲で、
1. 報告者の概要							
報告者の氏名 又は名称	(フリガナ)						
法人番号(13桁) 業種・業種番号							
報告者の住所 又は居所					<u> </u>		
代表者の氏名 (報告者が法人等の 場合に限る。)	(フリガナ)						
	(フリガナ)						
事務連絡者の氏名	所属部署 E-mail			電話番号	클		
2. 業務への影響 (1) 事案の概要 発生日時: 発覚日時:	年 年	月月	日日	時時	分分		
(2) 重要インフラサ (2022年6月17日サイ 載すること。該当しな	バーセキュリテ い場合は記載を	ィ戦略本部2 要さない。)	夬定)に定め.	る重要インフ	ラ事業者	等に該当す	
・重要インフラサー・他の事業者等への		維持レベルの	の逸脱の有無	_] 有] 有	日無日無	
・サービス提供への		る最大リスク	ケー等	<u>-</u>	<u> </u>		
(3)個人データ、保 ること。個人情報の保 に関する法律に基づく	護に関する法律	及び行政手約	続における特別	定の個人を識	別するた	めの番号の	D利用等
【民間事業者	、情報取扱事業者 6・個人情報の例 > オ					(いわん	かる規律
	フカ』 女機関等における E個人情報の漏え					0方】	
(4)事実経過(時系	列)						

- 3. **影響を受けたシステム**・影響を受けた機器の種類・台数 等・システムの稼働状況(影響無し/停止中/一部稼働中/復旧済)

 - ・設置環境・システムの接続形態図

			可能な項目を 代金を要求する	記載してくださ 5文言等)	い。)				
				た内容がわかん	るものでも	,可)			
	<u>暗号化された</u> (ファイル名.		ルの拡張子						
	ランサムウ: 号号化の有無/			・通じた情報漏	えいが行れ	かれた旨の	り公開の有無		 求の
	侵入方法 6弱性の悪用/	/フィッシ	・ングメール						
			数(インディケ cのIPアドレス	rータ情報) 等/判明した事	案に係るロ	1グ情報等	等		
	会後の対応 公表の実施 事案の公表 公表の方法 公表文:		実実検予ホ記報を発売を表現である。またのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ			年年	月月	日])
(2) 	対応策を	継続中							
(3) 	実施予定 検討中	は実施中)
			告の根拠規定等 の法令等に基づ	学 づく報告かを記載	載すること	:。)			
6. ₹	その他(特記)	事項等)							

別紙1(個人情報取扱事業者における個人データ等の漏えい等報告) 【民間事業者・個人情報の保護に関する法律第58条第1項各号に掲げる法人等(いわゆる規律移行法人)の方】

【民間事業者・個人情報の保護に関する法律第58条第1項各号に掲げる法人等(いわゆる規律移行法人)のフ ※ いずれの項目も、報告をしようとする時点で把握している内容を記載すること。
(1) 報告の種別
速報又は確報の別: □ 速報 □ 中間報 □ 確報

	速報又は確報の	別:	□ 速軸	艮		中間報		確報				
(2)	事態の概要 発生事案: 発見者: 規則第7条各号詞			先 社/決済代4] 第 1 号] 第 2 号] 第 3 号] 第 4 号	ロロロ会ででは、一日の日本のでは、一日の日本のでは、日本のではのではは、日本のでは、日本のではは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のでは	配慮個人情報) 産的被害) 正の目的)	そのfl	<u>t</u> ()
	報告者に個人デー 有 (名称 (住所 (電記) 無 () () () () () () () () ()	ī : f : f :	取扱いを	委託した者	- (委	託元)の有無	:))		
	報告者から個人 う ロ 有(名利 (住所 (電記 ロ 無	ī :	の取扱い	の委託を党	:I <i>TT</i> :	者(委託先) (刀有罪	#))		
(3) と。)	漏えい等が発生	L, ۶	スは発生し	たおそれた	がある	る個人データの	項目	(該当	当する口に印き	と付ける	るこ	
	媒体: 種類: 項目:		顧客情報 氏名 住所	トカード情		電子媒体 従業員情報 生年月日 電話番号			その他(その他(性別 メールアドレ パスワード	ノス)
(4)	漏えい等が発生 状況: 人数:(人数判明			る個人データに 確認中 (概算含な ジットカード情	む)		·			
(5)	発生原因(該当 至 主体: 原因: (攻撃箇所]に印を付 報告者 不正アク ⁻	-)	委託先			不明))	
	(攻撃手法詳細:))	7
												_
(6)	二次被害又はその 有無: 詳細:	のおそ □	-	及びそのP	内容	(該当するロに 無	:印を		ること。) 不明			7

	本人への対応(通知を含む。): ロ 対応済(対応中) ロ 予定なし	対応予定
	詳細(予定なしの場合は、理由を記載):	
(8)	再発防止のための措置 実施済の措置:	
	<u>今後実施予定の措置(長期的に講ずる措置を含む。)及び完了予定時期:</u>	
(9)	その他参考となる事項	

(7) 本人への対応の実施状況(該当する口に印を付けること。)

別紙2(行政機関等における保有個人情報の漏えい等報告)【行政機関等の方】

※ いずれの項目も、報告をしようとする時点で把握している内容を記載すること。 (1)報告の種別

(, ,	速報又は確報の別: 報告者の組織区分:	□ 速報 □ 行政機関等		雀報	
(2)	発見者: □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	滅失 毀損 自組織/委託先 取引先以外の外部指 カード会社/決済代行 性: ロ 第1号 性: 第2号 日 第3号 日 第4号	(要配慮個人情報) (財産的被害) (不正の目的) (百人超) (条例要配慮個人情報) (上記に該当しない場合の)
	口有(名称:(住所:(電話:	1000-10100 E X 1000 E	L (21070) 07 13 M)))	
		情報の取扱いの委託を	受けた者(委託先)の有	無)))	
(3) こと。		又は発生したおそれが	[、] ある保有個人情報の項目	目(該当する□に印を付ける	
	媒体: □ 種類: □ 項目: □	国民等 氏名 住所 クレジットカード情:	□ 電子媒体□ 職員□ 生年月日□ 電話番号報)	□ その他(□ その他(□ 性別□ メールアドレス□ パスワード)
(4)		人数判明	「ある保有個人情報に係る □ 確認中 (概算含む) 「レジットカード情報含む	□ 不明	
(5)	主体: □	不正アクセス (口 不明))))	
	詳細:				
(6)			3容(該当する□に印を作 □ 無	付けること。) ロ 不明	

	本人への対応(通知を含む。): □ 対応済(対応中) □ 予定なし		対応予定	
	詳細(予定なしの場合は、理由を記載): 			
(8)	再発防止のための措置 実施済の措置:			
	今後実施予定の措置(長期的に講ずる措置を含む。)及び完了予定時期	胡:		
(9)	その他参考となる事項			

(7) 本人への対応の実施状況(該当する口に印を付けること。)

別紙3(特定個人情報の漏えい等報告)【民間事業者・行政機関等共通】

※ いずれの項目も、報告をしようとする時点で把握している内容を記載すること。

	報告の種別 速報又は確報の別 報告者の組織区分): [] 速報] 行政機関] 地方公共图	□		報 □ 独立行政法 事業者	確報 人等			
(2)	事務の名称:	(人番号利用事	务)		_	その他	
	特定個人情報保護	評価の	実施の有無:			(義務) していない		実施(任意)		
	発生事案: 	□ 漏 □ 滅 □ 毀 □ 法 □ 法 □ 法			重点 ¹ 減失の 設損 は第	回り 原目評価 いのおそれ のおそれ のおそれ の 多条違反のお 9条違	それ	全項目評価		
	発見者:	□ 報行	告者		委託	<i>/</i> 皆				
	規則第2条各号該		□ 第2 □ 第3 □ 第4	2号(不 3号(不 3号(百	正の目 特定多 人超)) ネットワーク 的) 数の者に閲覧 当しない場合	Ī)			
	報告者に特定個人							-,		
	□ 有(名称 (住所 (電話	:))	
	ロ 無報告者から特定個 日 有(名称 (住所	:	の取扱いの委割	託を受け	た者	(委託先) の	有無))	
	□ 無									
(3)	種類:	□ 紙□ 顧?	客情報		ること 電子対 住民性	某体	_	その他(従業員情報		
	項目:) 生年 電話 そのf	番号		性別 メールアドレ)	·ス	
(4)	特定個人情報に係			_	T-fr = 27 -	L	_			
	状況: 人数: (人		П	惟認「	中(概算含む)		不明		
(5)		□ 報行		د.) ۵	委託会	£		不明		
	(攻撃箇所 (攻撃手法: 詳細:	: ())
	- 10 ·									

(6)		おそれの有無及びそのI] 有		(該当する口に印を付無	けること。 ロ 不明	.)
(7)		施状況(該当する口にI 印を含む。) :		けけること。) 対応済(対応中) 予定なし		対応予定
	詳細(予定なしの均	場合は、理由を記載):				
(8)	再発防止のための 実施済の措置:	措置				
	今後実施予定の措置(長期的に講ずる措置を含む。)及び完了予定時期:					
(9)	その他参考となる	事項				